

【職員の育児休業等に関する条例について】

(質問)

市議案第77号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について伺います。今回の提案は、非常勤職員が、お子さんが2歳到達日まで育児休業をすることができる要件が増えるというもので、主には、現行の1歳6か月以後も保育園等に入れられないなどの場合には、育児休業期間を最長2歳まで再延長できるというものです。参考までに、常勤職員の育児休業取得可能期間はどのようになっているのか、教えて下さい。

<答弁>

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき、常勤職員については、3歳に達する日まで育児休業が取得可能となっております。

(二問目)

常勤職員の育児休業取得可能期間に比べると、非常勤職員の育児休業取得可能期間は原則として、お子さんが1歳に達するまでで、特別な事情がある際にのみ、今回の議案が可決されても最長で2歳までと、短い状況にあります。そもそも、常勤職員と一般職非常勤職員との雇用形態や職責にはどのような違いがあるのか教えて下さい。

<答弁>

常勤職員と異なり、一般職非常勤職員については、基本的に1年間の任期の定めがあり、また、週30時間の勤務を上限に任用しております。

市の行政運営に係る中核的な仕事につきましては、常勤職員が担うべきであると考えておりますが、一般職非常勤職員は、常勤職員と同様の本格的業務ではないものの、必要な資格や経験を生かし業務に従事する者として任用しております。

(意見・要望)

一般職非常勤職員は、基本的に1年間の任期の定めがあるとのことで、そのような雇用形態の方が任期以上の期間、育児休業を取得するというのがイメージしにくいのですが、先程の答弁でもあったように、現状では、一般職非常勤職員は、常勤職員と同様とは言えないものの、必要な資格や経験を生かし業務に従事されている方々ということで、市としては、かなりの戦力とみて一般職非常勤職員の方々を任用されていることが分かります。そうであれば、当然、妊娠や出産を機に離職される方や、離職せざるを得ない方が増えることは、大きな痛手であり、育児休業だけではなく、就労条件や雇用環境を少しでも良くしていくことで、離職率を抑制することは重要なことかと思えます。ただ、実態と言いますか、実情として、一般職非常勤職員の方々が育児休業に関して、どのような考え方をお持ちなのか、市として、可能な限り把握に努め、それぞれの雇用形態において、ニーズや実情に応じた制度設計に努めるべきではないかと意見しておきます。